

令和6年8月8日（木曜日）

14：00～17：00

議会棟第三委員会室

受講者：佐藤繁樹、寺嶋雅子

二階堂充、熊谷克彦

大泉徳子（報告者）

## 「適切な議員報酬の算定方法を考える」

講師：(株)廣瀬行政研究所 廣瀬和彦氏

### 1、議員報酬とは

- 議員報酬の意義・・・議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付をいう。常勤の職員に対するものは給与で、非常勤の職員に対するものは報酬。原則的に、議員が職務を執行することに支給されるべきもので、職務を執行しない場合には支給すべき性質のものではない。
- 議員報酬の法的根拠・・・【地方自治法 203 条】において
  - ①普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、**議員報酬**を支給しなければならない。
  - ②普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する**費用の弁償**を受けることができる。
  - ③普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、**期末手当**を支給することができる。
  - ④議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならない。
- 議員に対し支給が可能なもの（次の4つのみ）

議員報酬	期末手当	費用弁償	政務活動費
------	------	------	-------

### 2、議員報酬に対する方向性

無給とすべきか生活給とすべきか？ 身分をどう考えるべきか？

議会の権限をどのように考えるべきか？。。。。。

\* ↓ここからは市区議会についての統計等のみ記載 町村議会は割愛

### 3、議員報酬の推移（名取市と同規模の人口 5~10 万人規模自治体の平均）

平成 27 年・・・平成 30 年・・・令和 2 年・・・令和 5 年

38.7 万円・・・39.1 万円・・・39.2 万円・・・40.2 万円

#### 4、市区議会の現状

== 専門化推移 ==

	平成 27 年	平成 30 年	令和 2 年	令和 5 年
議員数	19,370 人	19,022 人	18,843 人	18,510 人
議員専業者数	7,853 人	8,349 人	8,853 人	8,659 人
割合	40.5%	43.9%	47.0%	46.8%

== 議員年齢構成 (割合) ==

	平成 27 年	平成 30 年	令和 2 年	令和 5 年
30 歳未満	0.7%	0.3%	0.4%	0.9%
30~40	5.9%	4.9%	5.2%	5.7%
40~50	13.4%	13.5%	15.1%	16.1%
50~60	27.0%	24.1%	24.0%	24.3%
60~70	42.1%	40.3%	35.9%	33.0%
70~80	10.6%	16.3%	18.6%	18.7%
80 歳以上	0.3%	0.6%	0.8%	1.2%
平均年齢	58.2 歳	59.6 歳	59.3 歳	58.8 歳

↓  
年金受給者が多いので、報酬を生活給に変えることは出来ない  
参考：町村議会の平均年齢は 64.4 歳（令和 5 年）

#### 5、報酬に関する市民アンケート調査を行なら

3 自治体のアンケートを実例に良い設問、NG な設問を紹介。

- ex. Q. 本市の現在の議員報酬は 27 万 5,000 円です。この報酬であなたは議員を目指そうとしますか？
- Q. 「思わない」「わからない」と答え方はどのくらいの月額報酬なら議員を目指そうとおもいますか？  
幅広い金額を提示、せんとくしてもらおう。多くは現在の報酬金額より多い金額を選択する傾向にある。  
↑ “あなたなら” の視点で聞く
- Q. 現在の議員報酬は 385,000 円ですがどう思いますか？  
多い、やや多い、適当、やや少ない、少ない より選択  
50%以上が多い、やや多いと答えている  
↑減額に追い込まれる, NG な設問

#### 6、議員報酬を考えるにあたっての考慮点

- ①住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職である
- ②一般職の事務職員と異なり任期は 4 年しか保証されていない
- ③年金が存在しない
- ④退職金がない
- ⑤議員は対外的に職業として認識されていない

## 7、議員報酬における論点

- ①議員報酬を生活給又は生活給に準ずる金額とすべきかどうか
- ②議員報酬の対象となる活動を一定程度積み上げることができるか
- ③増額することでなり手不足解消となるか ← 当議会は該当しない
- ④報酬と定数を関連付けて考える必要はあるか
- ⑤政務活動費との関連を考える必要はないのか
- ⑥議長・副議長・委員長の加算の必要はないのか
- ⑦住民に対して、議員報酬についてどのように理解を得るか。

## 8、議員報酬算定の主な基準方式は次の通り

### (1) 執行部職員給与基準方式

地方公共団体における議員定数と同数の執行部職員の給与を考慮  
Ex. 議員 21 名なら市長以下 21 人の平均を出す方法

### (2) 長給与基準方式

長の職務執行日数と議員の職務執行日数の対比から議員報酬を算出  
この場合、職務執行日数をどの範囲とするのか？が難しい。

### (3) 国会議員歳費比較方式

国会における会期、本会議日数、一委員会当たりの活動日数の対比  
により算定。

この場合、正規の議会活動以外の議員活動をどう考えるか？

### (4) 日当算出方式

長、副市長、局（部又は課）長、議員等の日当を算出し、議員の職務執行日数を勘案し算出。

この場合、議員の職務執行日数をどう算定するかが鍵。

### (5) 行政貢献度算定方式

行政評価を活用した算定。議員報酬の性格上、議会活動、議員活動に反映した金額を考える必要があることから、例えば現状の議員報酬又は類似団体の平均議員報酬を基礎としたうえで、議会活動及び議員活動に対する評価を第三者機関に行ってもらおう。

### (6) 類似団体比較方式

人口規模と産業構造の類似する都市と比較する。

### (7) 議会費固定化方式

議会費を一定の割合とする（絶対額か割合か）

議会費一定の中で議員定数と議員報酬を関連付ける。

本議会において、定数の見直しは行わないのでこの方式はそぐわない。



◀リモート研修の様子

=== 所 感 ===

本市議会において、議員報酬増額の方角で特別委員会を設置し調査と審議を予定していることから大変参考になった研修である。

報酬の増額見直しに先立ち、議会改革を推し進めているが、議員の自己満足にならず、いかに市民が実際肌で改革・改善等を感じられるか、感じるか。。。が大事である、また、市民が議会をどう評価できるか、評価できる状況にあるのか。。。が重要であると再認識することができた。

事例に上山市（本市と姉妹都市）の“サンデー議会”が紹介された。文字通り、日曜日の議会開催で、一般質問を行ったなら傍聴者が100名に及んだとの事。

本市議会においても、身近に感じる議会とは関心を持ってもらえる議会とは。。。という事を同時進行で実行しなければならない。

市民が市政に無関心であることは安心・安定した市政運営であるとも捉えられ、問題が起きると関心や意見が持ち上がるということは往々にしてある。

市政の監視役である議会に、いかに平常時から関心を持ってもらえる議会であるか。大きな責務である。

報酬の増額算定においては、様々な方法がある事も勉強になった。今後、具体的な額を示す時には、周辺自治体との比較ではなく、風潮でもなくエビデンスに則った額を示すことが最も重要である。

市民に対しどう理解を得るか。客観性、透明性を重視し推し進める事がポイントであることを学んだ。